

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院では、電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時 （3 月に 1 回に限り算定） 1 点

<※ マイナ保険証の利用の有無に関わらず>

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用する為に、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

令和6年12月1日

琴の浦リハビリテーションセンター附属病院

院長 園部 秀樹